

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録

### 1 開催日時

令和4年9月5日（月）午前9時30分開議

### 2 開催場所

第1委員会室

### 3 会議に付した案件

#### 1 行政区再編協議

(1) 協議会のあり方について

(2) 区名募集結果の報告と区名候補の選定方法について

9:31

#### 1 行政区再編協議

##### ◎結論

協議会のあり方のうち、条例規定事項の一覧については了承することとしました。

また、区名募集結果の報告と区名候補の選定方法については聞きおくこととし、主な意見は行政区画等審議会の協議において参考とするよう依頼しました。

##### ◎発言内容

#### (1) 協議会のあり方について

**○高林修委員長** それでは、協議事項(1)協議会の在り方についてですが、区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項を会派に持ち帰り検討することとなっておりますが、質問事項を事前に提出していただきましたので、初めに当局から質問事項に対する回答をしていただき、その後、質疑の時間を設けたいと思います。

なお、あらかじめお伝えをいたしますが、回答については、本日は持ち帰り、次回委員会までに確認をお願いする予定でございますので、御承知おきください。

それでは、質問事項について当局から説明をお願いいたします。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項について事前に質問いただきましたので、それについて3つに分けてお答えいたします。

資料は横向きになっております行政区再編協議（区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項）に係る質問事項というもので、タイトルの左側に、1、条例、2、規則以下、3、意見というような区分で、3つに分けて作成してございます。

1の条例のところについてまずお答えいたします。こちらは条例の中でこのように規定してまいりますというような回答をさせていただくようなところになっております。

一番左に番号、1-1からずっと連番でついておりますので、この番号と質問内容、回答の順でお答えいたします。

1-1です。ここは区協議会全体に関することとなります。質問の内容としましては、人口規模別の委員の選考をしないのはなぜかといったようなことです。

回答としては、各区の協議会の会長様から区協議会の運営について意見を伺う中で、現状の形でやっていくのが一番やりやすい。会議の体をなしていくには余り人数を多くせず、20人程度がよいのではないかというような御意見をいただいていることから、これを基本に20人と規定をいたしました。

また、地区自治会連合の単位50のエリアから均等にくまなく代表の方に出いただくということをもって地域の人口バランスといったようなところは配慮をして、エリアから出いただくというところで構成していくということを想定しています。

なお、人数確定につきましては、現在の区協議会の会長様の御意見を聞きながら、しっかりと決めていきたいと考えております。

続いて、1-2です。委員の定数は上限規定でよいのではないかということです。

回答です。こちら御指摘のとおり、〇〇人以内というような規定といたします。これは例えば一時的に欠員の状態となったときに、直ちに条例違反というふうにならないような形を取るために、〇〇人以内ということで規定をしようと考えております。

1-3です。これは表記、書き方の問題であるかと思いますが、代表会と地域分科会を併せて区協議会ということになるので、文面としまして代表会及び地域分科会と書くよりも、区協議会は云々、そして地域分科会はという書き方のほうが明確であろうという御指摘です。

それを受けまして、代表会と地域分科会の役割をより明確にするため、代表会はこういった機能、地域分科会はこういった機能という書きぶりに修正をさせていただきます。

1-4です。協議事項の地域づくりとは課題も含まれるのかということですが、そのとおりですということ。

1-5です。地域バランスに配慮するというような文言は、地域分科会の委員構成の部分に記述をすべきではないかということです。条例の文面を作成していく中で、地域分科会の構成の部分に記載をしていくことを検討してまいります。

1-6です。区協議会の委員の任期についてということで、ここから幾つか同様の質問を頂いているところです。区協議会の委員の任期につきましては、地方自治法の中で区地域協議会の委員の任期は4年以内において条例で定めるとことが規定されています。また、市の附属機関の設置及び運営に関する基本方針という市全体の附属機関の方針を決めている規定の中で、同一の委員については6年または連続して2任期を超える委嘱をしないことということで、長期に固定の委員が就くことによって議論が硬直化するようなことを防ぐというようなことで規定がされております。こうしたことから、今3年2期まで、計6年と想定しているところですが、同様の基本方針の中で、他の者に代え難い特別な事情があると認められるときは、基本方針の対象外とするというような規定もあることから、これも現行の区協議会の委員の皆様の御意見を聞く中で検討をしてまいります。1-9まで同様の質問で、同様のお答えになります。

1-10です。ここから代表会のことについてになります。A区、B区双方の代表者の数の根拠は何かということですが、これは、本委員会の中でお伝えしましたとおり、A区については、それぞれの地域協議会の代表者2名が4地域から上がってきまして8名という構成になります。B区においても同様の考え方をいたしますと4名ということになるのですが、この代表会は、例えば市からの諮問事項について分科会へ下ろさずに代表会で議論するということも想定いたしますと、4名ではちょっと議論する

には少ないということで、各地域から代表4名を上げていただいて、8名とする案を上げております。人数8名が多いか少ないかということにつきましては、附属機関の設置及び運営に関する基本方針、これには附属機関の委員は原則として10人以内とするという規定がございます、これに沿って適切な数ではないかと考えております。そして、この代表会は、地域分科会から上がってきた意見を持ち寄って共有をするという機能が主なところになってまいりますので、分科会の代表者がくまなく出てくるということで、機能としては大丈夫であると考えております。

1-11から1-15まで、ただいまと同様の趣旨の御質問になりますので、同様の回答となります。

1-16です。代表会で地域分科会からA区は2名ずつ、B区は4名ずつ上がっていくというようなことを明記すべきではないかというような御質問です。そのとおりに記載してまいりますという回答です。

1-17です。こちら任期と再任の回数についての規定ですが、これは先ほどの1-6と同様の回答になります。

1-18です。代表会の会長・副会長は区協議会の会長・副会長を兼ねるということで、この表記でよいのかというような御質問です。

A区、B区それぞれの代表会の会長、副会長は、区協議会全体の会長、副会長を兼務していただくということを想定しております。例えばA区につきましては、8名で構成する代表会の会長が80名全体の区協議会の会長という形になります。ただ、この全体の区協議会というものが一堂に会するような全体会議というのは想定しておりませんので、あくまで区協議会全体の会長名義ということで考えております。

1-19です。地域分科会へ審議を付託するということがありますが、代表会のみで答申する場合も想定しているのかということですが、代表会のみで答申することも想定をしておりますということです。

1-20です。ここから地域分科会についての御質問になります。委員の定数について、20人にそろえることに違和感を感じるというような御質問です。これは、区協議会のところでお答えしました1-1の部分と同様になりますが、各地域からくまなく出ていただくということをもってバランスを取っていくということを考えております。また、地域からちょうど割り切れる数字で出てこないということも当然想定されますが、地域から代表者に出ていただいた上で20に達するところまでは団体推薦、直接指名、公募といったような、現在の区協議会の委員の選任の仕方、これを使っていくということを想定しております。

1-21について、これも委員の定数は上限でよいのではないかとありますが、区協議会のところでお答えした1-2と同様の回答になります。

それから、1-22です。地元に着した企業の経営者なども区協議会のメンバーになることはできるのかということです。これにつきましては、自治法の規定の中で、区協議会の構成員は区域内に住所を有する者というような規定がございます、これによって委員は個人であるということを想定しております。企業の方はオブザーバーとして御出席いただいて、意見をおっしゃっていただくということが可能な仕組みとしてまいります。

1-23です。地域分科会の委員の解任についての規定の部分ですが、公序良俗に反する行為があったときを加筆すべきだというような御質問です。これについては、以前の資料の中では、回答の(1)に記載の心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときは解任ができるというようなことを記載しておりましたが、現行の条例の中でもそこに記載の(2)、(3)の職務上の義務違反であったり、適性を欠くというような文言がありまして、これに沿って運営をしていくことで、公序良俗に反する行

為ということもしっかりと解任をする要件として捉えていくことができると考えております。

1-24です。地区コミュニティ協議会の提案を受けて、地域分科会は必要な場合、市へ意見を述べるができるというような記述がありましたが、これについて、市へ地域の意見を述べるができるというような形で、地域の意見という形に変えることができないかという御質問です。

これは、必要な場合というのは、自治法の中に規定された文言を引用したのになっております。そして、この市へ必要な場合意見を述べるができるという、その必要な場合であるかということ判断するのは、あくまで地域分科会だということを明確にするために、あえてここに必要な場合という言葉を使っております。判断主体が地域分科会であるということを明確にするためにこのまま規定をしていきたいと考えております。

1-25です。ここから地区コミュニティ協議会に関することとなります。地区コミュニティ協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるというようなことを条例上に規定できないかというようなことです。これまでの委員会の中でも御説明申し上げたとおり、地区コミュニティ協議会の運営について必要と認める予算上の措置というのは、これはしていくということでお答えしておりますので、条例の文言の中にも規定をしたいと考えております。

1-26です。①についてはただいまと同様の質問になりますので、同様の答えになります。

②の地区コミュニティ協議会について、市がこの意見を受け止め、適切な措置を講じなければならないというようなことも条例に規定できないかというような御質問につきましては、地域分科会の権限の部分で、地区コミュニティ協議会の提案を受け止めて審議をし、市へ意見を述べるができる。そして、市及び市長は、区協議会の意見を受け止め、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるというようなことが規定されていて、同様の効果がございましてということで回答になります。

1-27です。予算的な措置を加えるということですが、これも1-25の回答と同様になります。

続いて、次が2の規則以下の部分で定めていくところというお答えになる部分になります。代表的なところを抜粋してお答えいたします。

例えば2-3です。区協議会の委員の報酬はどのように考えているのか。これは浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例という形で、附属機関の委員の報酬というのが幾つか定められております。この中で現行の区協議会の委員と同様に、一般の委員につきましては5000円、委員長につきましては6000円という規定を運用していこうと考えております。

続いて、少し飛びまして、2-10です。市が地区コミュニティ協議会に対し、必要な支援を講じることとはどのようなものを想定しているのかということです。これも委員会の中で若干お答えをしたところではございますが、運営に係る事務経費などについて予算措置をしていきますということです。それと、コミュニティ担当職員によるサポートということで、人的な支援をやっていきますということを想定しております。

それから、2-11で、5年から10年で条例の見直し規定を盛り込むべきだと。本条例の中に条例の見直しを5年から10年ぐらいで行うということを明記するべきではないかというような御質問でしたが、条例そのものは基本的な枠組みや物事の根幹といった普遍的なものを定めるものということで考えております。したがって、この区協議会の仕組み、フレームにつきましては、当然不断の見直しを行って行く中ではありますが、条例で規定する部分はその中でもある程度普遍的なフレームをつくるものと考えております。見直しの規定につきましては、理念条例であったり、物事の大変根幹の部分を決めていく条例の中ではこういった見直し規定を盛り込んでいる条例もございまして、そういったほかの法

や条例などと整合を図る中で、この部分については検討をしていきたいと考えております。

それから、2-17です。地区コミュニティ協議会の事務局については、地区の協働センターに置くのですが、協働センターが2つの地区にまたがっている場合などは、地域に合わせられるようにしてほしいというようなことです。1つの協働センターエリアの中に2つの地区がまたがっているようなところというのは、幾つか市内にございます。質問の中で2-18のところには具体的に東部協働センターのようというようなことも上げられておるところでございますが、この協働センターにつきましては、コミュニティ担当職員の増員ということを以前から提案しているところございまして、1つの協働センターであっても2つの地区のコミュニティ協議会をしっかりとサポートをしてまいりますというような回答になります。

資料の最後、3の御意見についてのところになります。こちらは御意見で検討していきますとか、そのとおりですというようなところですので、割愛させていただきます。

説明は以上です。

**○高林修委員長** 当局の説明は終わりました。質問等に対する回答について質問や確認したいことがございましたら、御発言をお願いいたします。

なお、その場合は、今の回答の一番左のナンバーのところを最初におっしゃっていただけると大変助かります。

先ほど申し上げたように、この回答については、本日は持ち帰りということになっておりますが、極力この場で御質問を出していただくと大変ありがたいです。

丁寧な回答をいただいているので、今日のところはあまりないかもしれませんが……。

**○稲葉大輔委員** 1の条例の24番の件です。質問者の意図も確認したかったのですが、この地域のということを入れてくださいという意見だと思えるのですけれども、この意図と、そうしますというような回答になっているのですが、趣旨は、これは個人の意見を言わないでくださいというふうに捉えるのか、何かその辺がよく分からなかったのですが。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 御質問が文面の中で少し不明確な部分がありましたので、事前に確認をさせていただいたところですが、必要な場合、地域の意見を述べるができるという形になっていると、要は必要ではないと判断された場合には、地域の意見が上がっていかないような場合があるのではないかとということで、地域の意見だということであれば、それをしっかりと伝えていくというような趣旨でございました。地域分科会なので、地域の意見が出るというのは当然のこととした上で、それを市へ伝えていく必要があるか、ないかということは地域分科会がしっかりと判断を上げていくということで、どこかほかの機関が必要ではないという判断はするのではないですよということで、今回の答えになっております。

**○稲葉大輔委員** ちょっと、この資料の前後の文脈がなかったので分からなかったのですけれども、必要な場合という記載がここにあったということですね。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** はい、そのとおりです。

**○稲葉大輔委員** はい、分かりました。

**○松下正行委員** 今のところ、1-24の必要な場合というところですが、ここはなるだけ地区コミュニティ協議会から吸い上げた意見を当然地域分科会が伝えていくわけですが、多くの意見が出た場合に、それをどんどん切られてしまっていて、結局、市へ上がっていくことが減るといった想定があるのではないかとということで、こういった質問をさせていただきました。なるだけ地区コミュニティ協議会で上

がった地域の意見は尊重してほしいという、そういう趣旨が裏にはあったわけで、せっかくだくさん上がってきても、どんどん切られてしまって、上がっていくのは少ないというのも何とか避けたいという意味合いで言葉をもう少し工夫できないかというような、そういう内容でした。

この委員会でも言ったかもしれないのですけれども、必要な場合という、本当に少数のものだけ上げるようなイメージが言葉的にあるので、そこはなるだけ、市のほうへ伝えていくということを経分科会の委員のメンバーが認識としてどうなるのかという、そこを危惧しての質問ということでしたので、順調に上がって行って、おおむねの意見が市へ行けばいいかというふうに思っていますので、その確認をもう一回したいと思います。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 地域分科会の中でどの意見をその地域の意見としてまとめていくか、あるいはそれは別の単独の町の御要望ですよというふうな形で、取捨選択ではないですけども、幾つかそういったところというのはどうしても出てくるところはあると思っております。ただ、その判断をするのは地域の代表の方で構成する地域分科会が御自分たちの中で判断するというところで、必要な場合という言葉は法的な部分の用語でもあるとは思っておりますけれども、その言葉を使わせていただいております。何かを意図的にどんどん排除しようということは全く考えておりませんので、これは運用の中でしっかりと意見を多く吸い上げていける形を考えていこうと思います。

**○加茂俊武委員** 1-6の任期のところですけども、6年または連続して2任期を超える委嘱をしないとなっているところですけども、この区協議会の任期について今の条例案を変えたとすると、同時に浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針の規定、これを変えないと任期は変更できないという解釈でよろしいのでしょうか。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 基本方針と呼ばせていただきますが、この基本方針は従前から市の附属機関全てに当てはめて考えているところでありまして、それぞれの専門的な分野の附属機関もそうですし、市の広範にわたることを審議するような附属機関においても、これに倣って6年または連続して2期を超える委嘱をしないという形で運営してきています。この中で区協議会については、例えば附属機関の人数は原則10人以内とするという規定もあるのですが、これは特例として区協議会、地域のことを広く地域の皆様に議論していただきたいということで、20名ないし25名という特例的な人数を設けているところもあります。

この任期につきましても、回答の2ポツ目、ただしのところですが、「ただし、（少し飛ばして）他の者に代え難い特別な事情があると認められる場合は、基本方針の対象外とする」ということも、この基本方針の中に明記されておりますので、この規定をどこまで広げて考えていくかということで、基本方針の中身を変えなければ変えられないというものではなく、ただしの部分をもってどのような形がつかれるかということを検討していきますということになります。

**○加茂俊武委員** このただしがあるので、柔軟に考えられる余地をここで残しているということで、例えば、原則として6年または連続して2任期を超える委嘱をしないとかと、原則としてはここに付けるとすると、それと附属機関の設置及び運営に関する基本方針の規定との整合性ってどうなりますか。すぐにはやはり答えにくいでしょうか。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** たびたび行政の中で見る原則としてという言葉ですが、捉えようによっては大原則だというような捉えもできますし、原則だから例外はあるというような形で捉えられるところも出てくるわけですが、今の基本方針は変えないものと考えております。同様に、その規定の中で区協議会の任期について、文面として想定しているところは、基本的な任期は原則として

というのをつけずに設けさせていただこうと思っております。ただし、その後段に、ただしをつけようかということをご想定しております。

**○加茂俊武委員** 分かりました。任期について様々な意見があって、やはり長くやってほしい人もいます。ただ、あまり長いと困る場合もあるという、このはざまをなるべく協議会の中の意思を尊重した形の条例になればいいと私は思っているのですが、この任期を確実に決めるのではなくて、ただし書きがあるので、やむを得ない事情というの、これもなかなか非常に解釈が難しくなりそうなので、また今後、規則とか規定でこのやむを得ない事情が何なのかあまり決めずに、ファジーにやっていったほうがいいのか、非常に任期についてはいろいろな意見があり難しいところなので、今の解釈については理解をいたしましたので、結構です。

**○市民部長** 任期、またその更新回数ということについては、恐らく特別委員会の議題の1つになってくるだろうと考えておりますので、一応マニュアルとして基準を定めているということでございますけれども、次長が申し上げましたとおり、例外、特例的に取り扱っている部分、そういった取扱いをする余地がないわけではないということになっておりますので、マニュアルに書いてある基準どおりでないケースももちろん可能ではございます。ただ、あくまでも任期、もしくは更新の回数、これは附属機関の根幹に関わる部分ということでございますので、もし特例で取り扱うことにしていくということであれば、これは1期何年、更新何回という形で特別委員会として見解をまとめていただく必要はあろうかと思っております。

**○加茂俊武委員** 特別委員会で意見を決めるというのは、どうなのでしょう。大変かもしれないですけども、分かりました。解釈的には非常に分かりましたので、持ち帰ります。

**○高林修委員長** 今、市民部長から投げられたボールはなるべく打ち返したいと思っておりますけれども、基本的には基本方針の規定は変えないということによろしいですか。そこは結論づけていいわけですね。

**○市民部長** そういうことでございます。もし決めるのであれば、特例という形でどうするかという扱いになろうかと思っております。

**○小野田康弘委員** 1-10番の代表者の数の根拠ということで、先ほど附属機関の基本方針で10名以内ということで伺いました。原則として10名以内で、A区が2人ずつ8名ということで出ていますけれども、これに倣ってB区のほうが8名ということで、それぞれ地域分科会から出てくるのがA区だと2人、B区だと4名となっていますけれども、それぞれの地区から見ると、代表会に出る人数がA区から見るとB区は2倍になっているということで、やはりここら辺も市民から言うと、ちょっと均衡が取れてないのではないかとこのところ、ここら辺の考え方もやはり10名以内ということで、先に決めてあるとは思っておりますけれども、例えば各地域分科会3名とかという、A区だと12名、B区だと6名というふうなところになりますけれども、そういう考え方がないのかどうかというところをまずお聞きしたいと思っております。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** まず基本的なところとしまして、A区の協議会とB区の協議会がお互いに議論をする、ぶつけ合うという場合は、この区協議会の仕組みの中にはないということになっております。ですので、それぞれの協議会で人数のバランスによって何か意見が変わってくるということはないと考えております。

それと、この再編の区割りの段階で人口のバランスというのは、もともとバランスが取れているものではないということも前提としてあります。その中で地域の意見をいかにしっかりとくまなく拾って

るかと、集めてくるかというようなことを考えた中で、地域の代表の方、50地区からくまなく出ていただくところをベースに考えております。その中でA区の協議会については地域分科会の正副の委員長が2名ずつ出てくるということで考えたところです。そこにB区のほうは2名ずつにすると4名になってしまう。これでも代表の方たち同士が意見を持ち寄って、区内の情報を共有する場としての機能としては4名でもいいのではないかという考えもあったのですが、諮問事項であったり、協議の事項について代表会だけで議論をして、地域分科会へ下ろさずに市へ回答を返していくという場面も想定された中で、さすがに4名でその議論をするのは少し心もとないということで、8名という倍の人数にしたところでございます。A区とB区のそれぞれのバランスということで人数の構成を考えているというところではなく、B区の中においても代表会である程度しっかりとした議論ができるようにということで、人数に補正を加えているということになります。

**○小野田康弘委員** 説明は分かりました。そういうところで、A区が本当に2名でいいのかどうかというのは、それぞれの区の協議会に諮ってもらったほうがいいのかと思いますので、そこはよろしくお願ひします。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 現行の区協議会の委員あるいは委員長の意見を伺う中でしっかりと意見に込えられるように考えてまいります。

**○岩田邦泰委員** 言葉の確認だけさせてください。4ページの1-22で、企業についての話がここに載っていて、2ポツ目の回答の中にオブザーバーとして出席することが可能だと書いてあって、出席はできるのは分かるのですが、オブザーバーという立ち位置が明確ではない気がしています。ある会議ではオブザーバーは黙って聞いているだけで発言権はありませんというパターンであったり、ある会議では、オブザーバーがひたすらしゃべって、委員の方がそれによしと言っておしまいというパターンであったりして、割と言葉的にはすごく使いやすいとは思いますが、この協議会の中のオブザーバーの発言というのは例えば公式記録として残せるものなのか、それとも説明として求められたときの説明しかないものなのか、どういう位置づけになっているのだろうかというのがよく分からないので、この場合のオブザーバーはどのような権限があるというのを教えていただければと思います。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 区協議会、全体として代表会であれ、地域分科会であれ、その区協議会の委員というのは附属機関の委員として任命された者ということで、この方たちとオブザーバーとしての立場は明確に異なるものということにはなります。ただ、その会議の場において、オブザーバーの方の発言が周囲の委員の方の意見に大きな影響を与えることもございますので、オブザーバーの方の発言を受けて、委員の方が発言したことについては、しっかりとそれは市に対する意見だということで受け止めるというような、ちょっと分かりにくい仕組みにはなるのですが、明確な違いは設けていかなければいけないところではありますし、かといってせっかくオブザーバーとして出ていただいているながら、意見が何も通らないというのでは全く意味がないことになってしまいますので、しっかりと委員の方たちの発言に反映されるような形でオブザーバーの方の意見を出していただくというような運営をしていく必要があると考えております。

**○岩田邦泰委員** そうすると、当然のことながら委員ではないオブザーバーが自ら手を挙げて発言ということはまずないけれども、委員の方の求めに応じて、それに対して質問に答える形で話をし、今の話で委員の皆さんでもう少し話しましょうかというような形で使われるイメージでよろしいわけですね。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** はい、仕組み上、基本的にはそういった形になるという

ことです。

**○市民部長** 補足をさせていただきますと、基本的に、今、次長が申し上げましたとおり、大きな違いは、市から附属機関の委員として委嘱をしているかどうか。委員としての身分を保有しているかどうかということが非常に大きいです。その結果、例えば地域分科会での意見集約の際に、何か採決をするといったようなケースがあれば、当然その採決の1票をオブザーバーは持たないという形になるかと思えます。基本的に企業の方々を地域分科会のオブザーバーとしてお招きをするかどうかについては、地域分科会が立ち上がった以降で、要するにその地域分科会の意見を活発にするために必要であるということが判断された場合においては参加していただくと。そういった流れになると思うので、当初からオブザーバーとして参加をするという形で当局がセットをしていくものではないと考えております。

**○岩田邦泰委員** 企業というよりは、例えば区が違うのだけれども、そっちの区のほうで様々な事業をやっている、それが区の振興に役立っているねといった場合に、本人が住んでいるのは中区なのだけれども、そういった重要な会で説明をする場をくれるよというようなイメージのほうが多いのだろうと思えます。企業というよりは個人事業主の方もいるだろうし、なので、ここは企業の方とは書いてあるけれども、委員以外の方とはという意味合いで広く取っていいのだろうと思っておりますので、そういう説明がどこかで必要なか分かりませんが、これだと企業だけの話に見えてしまうものだから、この辺は直したほうがいいのかと思いましたので、よろしくをお願いします。

**○酒井豊実委員** 今のオブザーバー規定といいますか、これは文言としてはどの程度の範囲でオブザーバーというのが運用されるのか。ここには企業の方とはなっておりますけれども、一般市民の方、諸団体の方含めてオブザーバーとしてどういうときに出席になるのか。手挙げで出席可能なのか。そういうことはないだろうと思えますけれども、協議会の指名によりということなのか、現状ではどのような内容なのか伺います。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** このオブザーバーの規定については、今、まず固めようとしている条例の規定の事項の中には盛り込まないということを考えております。そうした中で、運用の中で恐らくマニュアルの部分あたりで、地域の住所を有しない、そういう企業、事業者の方にも御意見を伺うことができるというような規定になると思えます。そして、どなたをどのようにお呼びするかということは、あくまで区協議会の中でやっていただければと思っておりますので、委員長権限あるいは区協議会の中での総意ということで、招集というか、お越しいただく形になるということを考えております。

**○稲葉大輔委員** 今の関連ですけれども、地域分科会の項目で、現況の区協の場合は、その区に住所がある人ということになっていると思われま。それで、今回区が大きくなることもあって、例えば住所は違うのだけれども、実際の生活範囲とか行動範囲が隣の区ということは多々あると思うのですよ。なので、そういうことも含めると、住所の規定というのを条例に強くどこまでうたうかはちょっと疑問ですが、そのあたりはどういう見解でしょう。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** もともと本委員会の中でもこの区協議会の仕組みは、自治法の252条の20に基づく区地域協議会の規定で設けるということで御了解いただいているところであり、その法の中で委員をとすることを考えますと、区内に住所を有する者がということが法で規定されるところがありますので、基本的に委員については住所がある方ということを考えております。これは全体の区協議会の規定、A区で言えば80名の委員を出していく。A区全体の規定の中で区域内に住所を有

する者というのがありまして、その中の地域を分けていく地域分科会の規定においては、明確にそこを規定するものは法の中にはございませんが、2層にして、地域の意見をしっかりと吸い上げていくという趣旨を考えますと、地域分科会においても、その設定された地域の中に住所がある方を選んでいくのが適切だというふうに今のところは考えております。

**○稲葉大輔委員** 考えは分かりました。ただ、最後の部分ですけれども、やはりその地域分科会に対する条例規定がちょっと今回はずれるわけですよ。そういった意味でいくと、実態を反映するという意味で、本当にそれがいいのかどうか少し議論が必要なのかと思いますし、A区、B区で分かれてしまっているところは仕方ないかもしれませんが、それぞれの区内で区が合わさったところの地域分科会のどちらに属せるのか。両方属することは当然ないにしても、可能性として住所規定を置くかどうかというのは検討していく必要があるかなと思います。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 検討してまいります。

**○高林修委員長** 今の件でちょっと確認いいですか。もともと示された地域分科会のナンバー2の今のところだけでも、指定された地域内（旧区単位）となっているのは、これは削らない。削除はなしということですね。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 地域の代表の方を選ぶ部分においては、それはしっかりと50の地区からくまなく選ぶということにおいて、それが基本になりますので、旧区の単位でというところは削除しないと考えております。

**○高林修委員長** 分かりました。

このあたりで質疑・意見を打ち切りたいのですが、先ほど申し上げたように、この回答については改めて会派に持ち帰り検討し、確認をしていただくこととしますが、さらなる質問がもしあるようでしたら、それを拒否するものではありませんので、各委員の皆さんは当局へ個別にお聞きいただいて結構です。私としては、今回これだけの質問が出て、丁寧な御回答を頂いていると思っています。

改めて申し上げますが、改めて会派に持ち帰り、確認をしていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

ここで、委員の皆さんに確認させてください。8月12日にお配りした区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項の1ページ目、区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項一覧については、追加や削除という意見はありませんでしたので、この1ページ目の条例規定事項としては了承することよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、当委員会では協議会の在り方のうち、条例規定事項の一覧について了承することといたします。

## （2）区名募集結果の報告と区名候補の選定方法について

**○高林修委員長** 続きまして、協議事項（2）区名募集結果の報告と区名候補の選定方法について、当局から資料の説明をお願いいたします。大きくクリップどめしたものが皆様のお手元に届いておりますので、それに基づいて説明をよろしくお願いたします。

**○区再編推進事業本部副本部長** 区名候補選定についてという資料を御覧ください。この中で募集結果についても併せて御報告させていただきます。

1の選定の考え方です。6月の特別委員会で御指摘いただきまして、募集要項にも記載しましたけれ

ども、選定に当たっては未来の浜松に向かって、区再編後の一体感、新しい区として協調していくこと等に配慮し、応募結果を総合的な観点から検討することといたします。

具体的に大きな2番、総合的な観点からの検討です。具体的な選定方法の説明となります。6月の特別委員会で適切な区名が上位にあるとは限らず、応募数のみで選定すべきではないといった意見が多くあった一方で、数もある程度は必要といった御意見も頂きました。そういった御意見を踏まえて、その下の2つの観点を基に3つのステップで選定を行うものです。

まず、観点の①市民の意見・意向の反映です。

1 ポツ目、広く市民から区名候補を募集した結果、A区に1万1657件、2315案、B区に1万1502件、2400案と多くの御応募を頂くことができました。その下の参考にありますとおり、指定都市移行時の7区平均で1区当たりの件数、案の数を見ていただきますと、それを大きく上回る結果となっております。

その下、2ポツ目です。その中から一定の意見集約があったと考えられる応募件数を1つの指標とするのが観点の①です。

それでは、具体的な応募結果として、資料1を御覧ください。区名候補募集集計結果となります。

大きな1番、応募の状況です。応募総数は1万3194件です。内訳は、その下のとおりで、特設ウェブサイトからの応募が1万2189件、90%以上となりました。応募総数の右側、無効①の欄がありますが、123件が無効でした。内訳は、その右側の表のとおりで、期間外の提出や必須事項の記載漏れによるものでございます。

応募総数から無効の①を除いたものが有効応募1万3071件でございます。その1万3071件を分析した資料がございますので、また別の資料1の別紙1と右上に書いてあるものがございます。資料1の別紙1、有効応募の居住区別・年代別の内訳でございます。

大きな1番、居住区別（現行区）です。合計欄の黒いひし形であるとか、白い星は、先ほどの資料1の数字と対応したものです。表の左から2つ目の欄に（参考）として人口構成比を記載しております。差（a）－（b）の欄でございますが、そこを見ていただきますと、やや浜北区の方からの応募が多いですけれども、おおむね人口構成比に沿った結果となっております。

2は、同じく居住区別ですが、再編後の区として区分したものです。

大きな3番です。年代別となります。こちら右側に参考に人口構成比を掲載しておりますが、同様に差（a）－（b）の欄を見ていただきますと、若年層ですね、小・中学生のあたり、6歳から15歳のあたりですが、若干多い。また、50代、60代も若干多いですけれども、こちらも居住区と同様に、各世代からの御応募を頂けたと思っております。

それでは、右上資料1にお戻りください。上のほうの先ほどの有効応募、黒いひし形の1万3071件というところがありましたが、そこから下に見ていきます。有効応募の内訳として、白抜きの星でA区のみを応募した方、B区のみを応募した方、両方に応募した方といった内訳がございます。それをさらに区ごとに整理したものが1つ下に下がって、黒い星の部分、さらにそこから無効のものを除いたものがその下となります。無効②というものがございますが、内訳は、そのさらに下の表のとおりとなりますが、現行の区名での応募や同一人物が同じ区名を複数回応募したものを除いております。

一番下の大きな2番の区名案の応募数を御覧ください。

今見ていただいたとおり、整理して、A区の有効1万1657件、B区の有効1万1502件でございますが、案が当然重複してくる部分がありますので、それらを整理して、A区としては2315案、B区としては2400案となります。

こちらの2000案を上回る案につきまして、資料1の別紙2というもので、少し厚くなりますが、御用意しております。別紙2に関しましては、(A区)と(B区)の2種類がございます。それぞれ2000案を上回るものの全てを応募件数順に並べたものでございます。

こちらは全件の案を掲載したものになりますので、また参考に御確認いただければと思います。

最初の資料の区名候補選定についてという資料にお戻りください。今、応募の統計的な部分について御説明しましたが、大きな2番の総合的な観点からの検討の次の観点②、こちらが重要となりますが、選定の考え方にあるとおり、未来志向・一体感・協調(融和)の観点となります。この観点①と観点②、2つの観点を組み合わせながら、その下の以下、3ステップで選定してまいります。各資料の説明は後ほど行いますので、先に選定の流れを説明いたします。

ステップ1です。観点①により、まず応募件数の3分2以上を占める上位の100位までを抽出いたします。次に、ステップ2です。観点②により、ステップ1で抽出した案について、未来志向・一体感・協調(融和)の配慮を踏まえて、選定していきまして、それを30案程度に絞ります。最後に、ステップ3、ステップ2で絞った案から、応募件数上位5案に本日特別委員会の御意見を踏まえて、最大5案を加えることといたします。下に選定のイメージを掲載しておりますので、だんだん絞っていくといった形となります。

それでは、資料の説明をしていきますので、資料2を御覧ください。資料2も2つございまして、資料2の(A区)、資料2の(B区)と2つございますが、まずA区について説明いたします。

こちらステップ2のA区の検討となります。ステップ1として観点①に基づきまして、応募件数上位100位までを抽出したものととなります。ステップ2の検討に当たりましては、応募件数は考慮しないことや、類似の名称が並ぶ表の見やすさ等に配慮しまして、名称の50音順に掲載しております。具体的な評価は表の左から一体感・協調(融和)、妥当性、汎用性から行いました。いずれの項目にも黒い丸がつかなかったものをステップの3へ進めます。幾つか抜粋して御説明します。

最初の平仮名のあおいと漢字の葵・蒼が2つございます。こちらは同じ静岡県内の政令市であります静岡市に同一の区名がありますので、妥当性の欄に黒い丸をつけております。少し下、青葉区です。こちらは仙台市や横浜市にもございますが、県外であることや固有の名詞ではないことから、黒丸をつけておりません。少し下、アクト区です。こちらは地区名であること、その下の旭区は町名であることから黒丸をつけています。その下、家康区は人名であることや、少し下、遠州区は湖西市から牧之原市くらいまでの広い地域を指す言葉となりますので、黒い丸をつけております。

2ページになります。上から下区や下浜区は上下関係を想起させるため、黒丸をつけております。少し下に行っていただいて、中央区です。こちらは地区名でありますし、町名であるといったことがございます。また、中央という言葉が優劣を想起させる部分がございますので、黒丸をつけております。同様の視点で、以下つけておりまして、つけ方に関しましては、資料2(B区)もございますが、同様のチェックをしてございます。

続きまして、資料の3を御覧ください。こちらがステップの3となります。ステップ2、今説明したものです。資料2で黒丸がつかなかったものを応募件数の順位順に並べたものです。このうち順の欄が一番左にあります。上位5案を区名候補の基本と考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、本日の特別委員会の御意見を踏まえて、6位以下の案からの追加や、必要に応じて上位5案との入替えなどを検討していきたいと思っております。

ステップ3に選定した案につきましては、さらに資料3の別紙というものがございます。横書きのA

4横のものですけれども、資料3、別紙、こちらも2種類ございまして、(A区)、(B区)といった資料がございます。区名の理由につきましては、任意で募集をされましたけれども、多くの市民の方から理由欄に記載をしていただきました。その中から区名の理由を抜粋して掲載しておりますので、少しお時間を取って御覧いただきたいと思っておりますが、すみません、もう一つ資料がございますので、先に最後の資料の説明だけさせていただければと思います。

最後に、資料3が終わりまして、右上に参考といったものが1枚つけてございます。こちらは区名候補募集のときにも広報物の内容ということでお示ししたのようになりますが、これから広報していくに当たって、その内容、要項をイメージとして示したものです。

タイトルですが、これまで区名投票(アンケート)としてまいりましたけれども、括弧書きというのが分かりにくい部分がございますので、区名アンケートということで統一して表記していきたいと考えております。

募集期間につきましては、スケジュールどおり9月下旬から10月中旬を予定しております。

区名候補ですけれども、本日御意見を頂きまして、行政区画等審議会で選定してまいりますが、候補となった区名につきましては、区の名称そのものに加えまして、その区名の理由を先ほどの資料の3、別紙(A区)、(B区)とございましたけれども、それを少しまとめるような形で掲載していきたいと考えております。応募上の注意としましては、1人につき1回ということです。

応募方法は、今回も特設ウェブサイトを開設するほか、区役所、協働センター等へ持ってきていただくことも当然可能として、郵便等も受け付けてまいります。

説明は以上となりますが、もしよろしければ少しお時間を頂きまして、先ほどの資料3、特に別紙で、市民の方から頂いた理由というものが別紙A区、別紙B区とございますので、御覧いただければと思います。

**○高林修委員長** 当局の説明は終わりました。

本件につきましては、行政区画等審議会へ諮問している内容の一部ということで、これまで区再編の議論に深く関わってきた本委員会への事前の報告という位置づけになります。先ほど嶋津副本部長からお話がありましたが、資料3の別紙、少し量がありますのでお読みいただきたいと思っておりますので、時間を取りたいと思っておりますが、暫時休憩という形を取りますので、その間にお読みください。

10:38

[休憩(10:38~10:44)]

10:44

**○高林修委員長** それでは、再開いたします。

それでは、ここから各委員の皆様、当局に確認したいことが多くおありだと思いますので、御意見も含め御発言をお願いいたします。

**○稲葉大輔委員** 区名候補の選定について、今日、資料が出てきました。選ばれたものについては意見するつもりはないのですが、選考の考え方について、まずこれは審議会とのやり取りというのはあったのでしょうか、これからでしょうか。

**○区再編推進事業本部副本部長** これからとなります。

**○稲葉大輔委員** ということで、今、最初に説明があった応募結果を総合的な観点から検討して今日の案がでてきたということです。

2番目のところで、一定の意見集約があったと考えられる応募件数を指標としてということ踏まえ、ステップ1に入っていったと説明がありました。私の中では、この上位100位を抽出するということに対しては非常に違和感を覚えております。

まず、応募条件の中で数に対して何ら規定がないということがありますので、今回、数で足切りをする状況というのは、非常に事務的で排他的かということになります。その反論として恣意的な選択になるのではないかという意見は当然あるかと思うのですが、今後、委員会なのか、あるいは審議会なのかということになりますけど、やはりこの議論をちゃんとやらないというのは独創性とか、浜松市の感性とか感受性を疑われるのかというふうに思いますので、もし数で足切りをするのであれば、応募条件の中に入れておくべきだったと思います。これについては非常に問題があると思いますので、そこがなしでステップ2に入っていただくのであれば、そこで選ばれなかったというのは全くもって納得するものだと思いますので、それについて回答いただければと思います。

**○区再編推進事業本部副本部長** ステップ1の観点①についての御意見ということだと思います。

当局としましては、最初の大きな1番の選定の考え方というのは応募要項の中で示していきまして、総合的な観点から検討するというところでお示したところがございます。

先ほど御説明の中でも申し上げましたけれども、特別委員会で6月に議論をいただいたときに、数というのはやはり重要視すべきではないということでの受け止めはしておりますが、一方であまりに極端に数が少ないものというの拾いにくいのではないかとといった議論があったかと記憶しております。そういった中でのバランス、どう見ていけばいいかということで観点①、観点②を設定した上で今回、総合的な観点ということでお示したところがございます。

観点①につきましては、案の数として2000案以上頂いたのですけれども、その上位100位まで抽出することで応募件数の3分の2のものは拾えるということ、また指定都市移行時には同様に多くの案を頂いているのですけれども、このときも応募数で選ばないということにはしてはしておりましたが、議論としまして上位の5案から10案程度から選んでいたということもありますので、今回はそのところも含めてより多くの案を頂きましたので、上位の100ということで、数についてはその一定の配慮を踏まえながら重要視すべきはやはり観点②、ステップ2のところであると考えて、こういったミックスしたような形ということで提案させていただいたものでございます。

**○稲葉大輔委員** 特別委員会で意見があったというのは説明も承知しましたが、それを応募要件に入れていないということに関しては、やはりその基準でステップ1を行うことについては、私は反対だと思います。それでステップ2がなぜできないのかとなると、時間をかければよいということだと思いますので、それは意見しておきたいと思います。

加えて言えば、本当に数が大事ということがあれば最初からそういうことを示すべきで、本当に熱意を持って考えてくれた人は同じような意見の人を集めて、たくさん応募してもらおうということになったかと思います。これは最終的に今後やる投票で数になる。当然ですけども、応募段階でやはり数で切るというのは全くおかしいと思いますし、本当に独創性とか多様なものかもしれませんが、そういった点を排除するようなやり方ということだと思っていますので、しっかり意見させていただきます。

**○太田康隆委員** ちょっとショックですね、私も。区名の募集については市民と当局のやり取りの中でそういったものを尊重して冷静に見守っていこうと思っていましたけれども、現段階で、ステップ3で候補として当局が1つは観点のところの市民の意向の反映、それからもう一つは総合的に判断してとそういうようなことで選んだ結果が、A区については応募順位で言うと19位、20位、21位、25位、27位

のもの、それからB区については2位、5位、14位、18位、20位のものということで、市民意向の反映ということからすると、それは候補の募集についてもできるだけ尊重してあげることが大前提だと思います。尊重することの中から、いやこういう問題があるねというものをはじいていって、下位のものからこういう理由でいいものを入れていくと、そういう作業だったのではないかと思うのだけれども、結果として、例えば上位5位のものがあまり入っていないくて、それ以外のものが入ってくるということにどう説明つけていくのかということだろうと思います。

私が心配していたのは、チェックリストの応募件数の中から一体性・協調性で現行区の範囲を想起させるものであるとか、それから特定の地域、町名、字名の範囲を想起させるものは黒ポツをつけてはじいていくと、それから妥当性も市外を含め当該区以外の範囲を想起させるものはこれも黒ポツをつけてはじいていくと、汎用性のところでも人名など固有の名詞・呼称を使用しているものについてはじいていくというようなことで、一つでもこれがあるものははじかれているというところに、要するに総合的ということは、マイナスの評点があっても、片方でそれを理由とするプラスの評点があれば総合点では評価されるわけです。そういうやり方ではないというところで、結果的に、応募者の中にはどういう理由でというのをかなりの方が書いているので、そういったものもきちんと考慮しながらやっていけば、当然上位から大きく外れるものというのはないというふうに私は思うのだけれども、今回ほとんど上位のものが逆に外れて、中位、下位のものから入ってきているというあたりに、それで本当にいいのかという疑問を感じます。

先ほどの説明で総合的に判断したということの説明の中に、はじいた理由も入れてくれたですね。ステップ2からステップ3に行く過程、資料の2のところですね。例えばA区で言うと、葵区は市外も含めて当該区以外の範囲も想起させるということで、静岡市にあるからこれは駄目だといっているわけですね。もう一つ、青葉区について、仙台市は県外だからいいとしているのですね。これは全く主観的な判断です。そういうところをできるだけ主観を外していかなくてはいけないと僕は思っていて、資料ずっと見ていくと、光区なんていうのも出てきます。ある方に聞いたら、浜松市は日照時間が長いから光というのを僕は入れたよという方がいました。だけれども、山口県に光市はあるわけですね。そういうものを連想させるというのが本当にふさわしいのかと思います。

ですから、青葉区とかというところについても、結局は主観が作用しているのかと思いますし、A区では例えば、4位に浜松区というのがあります。それで、浜松市浜松区というのをこれで否定してしまっているのだけれども、川崎市は川崎区があるでしょう。僕はやはり市民の意見のある程度尊重してあげながら候補を絞り込んでいって、最終的に審議会に委ねるといって、そういうことが大事ではないかと思うのです。一つの例として申し上げました。

ですから、B区で言っても、浜名区がはじかれてしまっている理由が同様の理由で、地域を想定させると言うのだけれども、選定の中で浜名湖を否定してしまうことまでやっているのですね。だから僕はある程度、広大なエリア、遠州区であるとか、そういったものとか壮大なエリアを想定させるものというのは別に候補として全く妥当であるし、それがふさわしくないという理由を逆に聞きたい。遠州区などをはじいた理由というのは、先ほどの説明だと湖西市とか牧之原市を遠州と想定しているからふさわしくないとかというそういう表現ですね。浜名区も同様ですね。その辺のそれは主観ではないのですかという意味で、そこらをはじいた理由を質問したいです。

**○区再編推進事業本部副本部長** 例えば遠州の認識が、浜松市だけを指すといったことが一般的にそうだということであれば、当局の認識が違うのではないかということでの御指摘ということで、そのよ

うな形なのかと思いますが、現時点で当局としましては、遠州という言葉は浜松市よりももっと広い地域を指す言葉だということで認識をしております。

もう1点、例示で挙げていただきました浜名ですけれども、浜名はもちろん浜名湖を想起させる言葉でもありますけれども、浜名湖はA区にもB区にも関係する湖で、そしてA区にも浜名郡がありました。また、そもそものところといたしまして、浜名というのは地区名で現在ございます。A区、B区両方ということもありますけれども、まず地区の名前として使われているものでございますので、この一体感・協調（融和）というところに関しましては、区の線引きを御提案いただいて以来、最も重要視しなければいけない配慮すべき事項ということで、当局は認識しておりますので、そういった観点から黒い丸をつけたということでございます。

**○太田康隆委員** 浜名が地区を表すから駄目だと言うのだけれども、曳馬は地区を表さないの。だから曳馬野にしたということですか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 曳馬野にしたというか、曳馬野に関しては今チェックをしていないですけれども、曳馬についてはチェックをしております。

**○太田康隆委員** 静岡市は駿河とつきましたよね。駿河というのは静岡市だけを表す地域ではない。そういう一般的に大きなエリアを使う地名を使うことに対して使ってはいけませんよという著作権とかがあるわけではないので、まさしく静岡県の西部を分割した12市町村合併の広い浜松市はそういうエリアの名称を使うということは、全く否定されるものではないと私は思いますけれども、そこにあまり主観を入れるべきではないと。

遠州、遠江という国も時代によって地域は違うわけですよ。だから、そこは遠江の国といたら国分寺は磐田市にあったから浜松市にはなかったよと言えば、遠江は浜松市の名前ではありませんということになるけれども、その後、遠江という名称であるとか遠州という名称は使ってきたわけで、全く否定されるものではないと思います。

それで、ある人はこう言う、ある人はこう言うという主観はできるだけ排除していくべきです。だから使わないということではなくて、区名であるとか、市名であるとかということについては著作権とかそういう範疇ではないはずなので、僕は市民から出てきた意見をもっと候補としても尊重して、当局のたたき台の5案というのにすべきだったのではないかと。総合的ということをあまり拡大解釈してしまうと、こういう間違いが起きると印象ですから、それに関してはどうですか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 先ほども申し上げましたとおり、数は2000案以上頂いておりますので、どうしても絞っていかなくてはいけないということがございます。そういった中で当局としましては、現時点ではやはり先ほども申し上げましたけれども、一体感・協調（融和）、ここのところが一番大きな点だと思っております。

稲葉委員から御指摘いただきましたけれども、数の部分というのも一定の考慮、ゼロではなくて一定の配慮ということで観点①というものは組み合わせての提案としましたけれども、やはり重要視すべきは一体感・協調（融和）のところですので、そのところについて特に黒い丸について違和感があると、主観的だということがあるのであれば、今後、審議会へ提案してまいりますので、名称について、黒丸のつけ方について、候補名称について変更したほうが良いということであれば、そういった御意見は伺いたいと思っております。

**○太田康隆委員** 市民がまず候補の選考に関しても、それぞれ一人ずつは非常に一生懸命考えて1万数千人の方たちが応募していると思うのですよね。だからそこから出てきた結果というのは、できるだ

け尊重しながら次の段階を考えていくべきだと思う。区名募集というのは、市民参加できる非常に重要な参加の道ですよ。そこを市民から出てきたものを排除するとは言わないけれども、総合的ということで市が違う形の選考をしていくのだったら、アンケートの意味がなくなってしまうと思うのですよ。

そういう意味で、追加して候補に乗せられるものについては、先ほどのステップ2のところのネガティブリストで黒ポツのあるものは排除しますよということも言っていたけれども、私が言ったようにプラスの要素もあるでしょう。学術的にもプラスの要素があるのであれば、考慮する中で候補として復活させてあげるとか、あるいは市民が上位に挙げているものをできるだけ尊重してあげるとかという配慮は、今後必要なのではないかと思います。何かコメントがあったら言ってください。

**○区再編推進事業本部副本部長** こちらも繰り返しになりますけれども、これまでの特別委員会からの要請で一体感・協調（融和）、これが最重要であるという認識が変わりはございません。そういった視点から行きますと、1つでも黒ポツがついたものに関しては、やはりこういったものに影響があるのではないかとということで仮にプラスというのがどういった評価になるかは分かりませんが、そういったものと比較しても、やはり一体感・協調（融和）・妥当性・汎用性、こういったものに何か配慮が必要である名称というのは採用しにくいのではないかとということで、選定したものでございます。

**○太田康隆委員** 堂々巡りになって一体感というのは、そこに住んでいる市民が応募しているわけですから、市民の意向もきちんと反映しなければいけませんよということをおっしゃっているわけで、そうでないと当局が今説明を繰り返しているようなことだと、全く意味のない色であったり、抽象的な言葉であったり、そういう区の名前にしかならないでしょうということですよ。歴史がどこかへ飛んでいってしまいますよという意味で、私は申し上げました。

**○高林修委員長** 今のところステップ1とステップ2について御意見・質疑がありましたけれども、ステップ1、ステップ2についてはほかの委員の方の質問とか御意見も賜りたいのですが、いかがでしょうか。

**○岩田邦泰委員** いろいろ今、御意見出ていましたけれども、要はA区の場合、かなり上位のほう18位まで落としていますよ。そうなった中で、当局のほうで浜松市の未来に向かって一体感云々という話があったと思います。一体感だとかそういうことを書けばいいのではないかと私も提案しておりましたので、当局の考え方というのは理解するところですが、ただ、A区の場合、18位まで落としたところに関して、先ほど太田委員がおっしゃったのは例えばプラスの理由とかもあったのではないかとということであるならば、区名の理由として書いてきたものというの、落としたものも一応出してあげたほうがいいのかと思います。要はこういうふうに理由を皆さん書いてくれたけれども、大原則の未来に向かってと照らし合わせると合わないですねということを見ないと、恐らく納得しづらいのかと今思ったのですよね。

数が多いので、以前提案するときに、一応1%に満たないところは無視でいいのではないかと話も実はさせてもらっていたので、それでいくと100でまず足切りにしましたという話もありましたけれども、事細かにやっていると相当大変な作業になると思うもので、僕的にはどこかで足切りは必要なのかと思ってはいて、今回、当局では100件で一旦足切りしますということに関しては、そこはしょうがないところなのかと僕は思っています。

先ほど言った切ったところの上位ですけれども、市民さんが書いてきた理由の中でも判断基準ができるものなのか、機械的にやっただけですということなのかで少し納得性は変わるので、理由まで見てというあたりはやったのかやらないのかは確認させてもらっていいですか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 理由に関しましては、最初の説明でも申し上げたとおり任意の欄ではありました。それを書かないと出せないというものではなかったのですけれども、結果として大変多く理由欄は記載いただいております。そして、事業本部のほうでも、そちらは確認をしております。

ただ1点、ステップ2で選定していくに当たっては、そちらの理由の確認というものもありますけれども、名称というのがやはり名前だけをまず見ていろいろな方が捉える印象というものもあると思いますので、その部分で一体感・協調・妥当性・汎用性というところで、この理由があるからこれということではなくて、違う観点から見た、チェックはしておりますので、理由としてはそれぞれの名前についていただいているものはございますけれども、ステップ2からステップ3に行くに当たってその理由があったのでどうだということでもないのかと。ステップ2の観点、一体感・協調（融和）のところで見させていただいたところです。

一体感とか融和とかということとは、それぞれ市民の方が思うところ、市民の方が考えていただいて出していたいただいたものもありますし、そういったことはあまり意識しなくて出していた方というのもの、いろいろな方がいらっしゃったかと思しますので、こここのところでは統一して一体感・融和の観点ということで、まずは当局のほうでチェックを入れさせていただいたということでございます。

**○岩田邦泰委員** 理由も全部読んでということであるならば、せっかく応募したのに落とされてしまったということに関しては誠意ある対応はしているのかと思います。その確認は今させていただいたので、私のほうの確認は以上です。

**○高林修委員長** ほかに御意見のある方はいますか。

**○加茂俊武委員** まず、ステップ1、2はいろいろな意見が多分あると思います。当局が決めて審議会にかけることだと思いますけれど、ステップ3の一番最後、特別委員会の意見を踏まえて最大で5案を加えると、このイメージというのがちょっと湧かないのですが、どういう感じでしょうか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 資料3を御覧になっていただければと思うのですけれども、これがステップ3に進んだもののリストになるのですが、1番から5番までが色をつけてありますけれども、当局としまして基本はこの5つをベースにしたいと考えておりますが、加えて資料3には先ほど御覧いただいた別紙ということで、この残ったものに関してはそれぞれ理由をつけた資料でございます。こういった中から6番以下であっても区名としてふさわしいのではないかとといった御意見があるようであれば、この5案に例えば追加をするといったこともしくはこの5案よりもこれのほうの方がよりふさわしいのではないかと入替えをするといったことを検討したいと思っております。

ただし、その数に関しましては、最後やはり区名アンケートをするに当たってあまりに膨大な量というのは市民の方も困惑されてしまいますので、ゼロから最大で5、あるいは加えないとか入れ替えるということも踏まえまして最大で10案程度までのところで行ければなと思っております。

**○加茂俊武委員** そうすると、逆に委員長に聞かなくてはいけなくなったのかもしれないですけど、この中からステップ3、資料3から委員会が何かを選定するというような、今当局の考え方のように聞こえたのですが、そうなりますか。

**○高林修委員長** いや、ステップ3の「特別委員会の意見を踏まえ、最大で5案を加える」の主語は、あくまで当局ですよ。今様々な意見があるわけですから、当然のことながら我々委員会が具体的な区名をここでプラスすることはできないし、あくまで意見として最大で5案加えるのは構わないのではないかと程度ですよ。もう一度言いますが、加える主語は当局が加えるということになりますのでね。

**○加茂俊武委員** そういう理解をしていたということでもいいですよ、当局のほうね。

**○区再編推進事業本部副本部長** 私どもが今日御意見を伺って、例えば具体的には申し上げにくいですが、入替えとか追加とかという御意見というものがあるのであれば、それを踏まえて当局として今後開かれる行政区画等審議会のほうに提案していくといった形になるかと思えます。

**○加茂俊武委員** そうしましたら、ステップ3という資料で理由が書いてあってこれを見せられたので、この中からステップ3、特別委員会で選ぶみたいな感じを捉えていたので、ではなくて、あくまで5案を加えたらどうかとかその程度の意見を特別委員会として述べるということでもいいわけですね、委員長。

**○高林修委員長** 数字まではこちらで決められるわけではないので、もう一度申し上げると、先ほど来、様々な御意見があつて、100位まででは足りないのではないかとかね、それから例えばステップ2で一体感についての考え方も違っているし、こういう各委員の意見を踏まえて当局が判断してもらうということになると思えます。

ただ、それが最大5であるということは先ほど副本部長がおっしゃったように、アンケートを取るときにはあまり多いと大変だからということはおっしゃっていましたので、それは致し方ないかなというふうに思っていますけどね、数に関してはね。

**○加茂俊武委員** というと、先ほど稲葉委員が言ったように100で最初に切ってしまったのはどうかというところであると、下位でもしっかりとした理由があるのであればそれを加えてもいいのではないかとというような意見、それから太田委員が言ったこれを排除するのはどうかといった意見があつたことを特別委員会として伝えて、5案かどうか数は別として、そういったところも配慮して区名候補を選んでくれというような、そういう意見があつたということを審議会に伝えるというような形も取れるということよろしいですか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 今日の特別委員会で頂いた意見というのは、概要と言いますか、どういった内容になろうとも今回どういった意見を頂いて、どういった協議がされましたということは審議会にお伝えはしていきますし、仮により具体的な区名、具体的な意見が出るようであれば、それを踏まえてお伝えする形になっていくかと思えます。

**○加茂俊武委員** 理解しました。大丈夫です。

**○高林修委員長** 今、嶋津副本部長がそうおっしゃいましたけれども、具体的な区名については委員会で合意はできないと思えます、それこそ皆さんの主観が違うので。ですので、あくまで数について最大10案ということは同意をいたしますけれども。

ほかはいかがですか。今日、本当に大事なところなので、先ほどからお話があつたように、行政区画等審議会に委員会でこのような意見が出たということは伝えていかないといけないので、言い足りないことがあつたら今のうちに言うておいていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

**○稲葉大輔委員** 今ちょっと意見集約があつたので、もう一度言います。

5案さらに追加するということになるのであれば、やはり足切りの100というのは応募条件と一体感、一定の意見集約という言葉尻を捉えても絶対的におかしいと思えます。今回募集しているだけで、数のアンケートを問うものではないわけですから、やはりアイデアとか独創性とか、そもそも東西南北のような今までよく決まりがちなものを全て排除している中でいくと、アイデア性とか考え方、あるいは理由とか響きとかいろいろなことが非常に重要な選考基準になるはずなので、そこを数で上から切っていくというのは明らかにおかしいと思えますので、それも踏まえて最後の10案、実はステップ3の上位5案というのも私はおかしいと思っています。

なので、いろいろなルールで削っていくことは非常に大変な作業ですし、そこが一部恣意的になる、主観的になるということはあるのですが、それをやらなかったらやはり本当にいい案を絞り出していくという選択肢にはならないと思いますので、ぜひ考慮いただきたいと思います。

**○太田康隆委員** 私もやはり今度市民の方たちがいよいよアンケートで選ぶ、そのときには恐らくそれは上位ということを尊重していこうと思います。となると、選ぶことが楽しい形にしてあげていただきたいと思います。

今、資料3で当局が出している5つという中でいくと、消去法でこれしかないという、そういう選び方というのは、僕はあってはいけないことなのではないかなと。だから楽しく市民が選んで、ずっと使っていくわけですから、その意味ではやはり10ぐらいがいいというのであれば、あとプラス5して、どうぞ選んでくださいという形がいいだろうし、その5の中には先ほど言ったように当局の選び方が主観だけで削ってしまったのではないかということからすると、資料3から落ちてしまったものも含めてもう一度プラスしていく5つというのは再検討していただきたいなと申し上げておきます。

やはりそこに住む方たちがずっと親しめるということが大前提ですので、その意味では選択の余地は広げておいたほうがいいたろとう思いますので。

**○高林修委員長** 今の太田康隆委員の御発言にある委員会の意見を踏まえ加える案ですが、最大5ということですが、そのことについては皆さんの同意を得たいと思いますけれども、それによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** ほかに御意見のある方。

**○関イチロー副委員長** 今さらの話ですが、私が委員会で申し上げてきたことの中にフェアでクリーンであるべきだということをお願いしました。これは、この後のアンケートでも同じことですが、

そうしたときに、1つは、区名を募集するときに、従来使っているものという規定はあったのですが、その後でこの6項目のものが出てきたということに対して市民の方がどう受け止めるのかと。言い換えますと、ショックだったのはA区において特にそうですけれども、18番目まで切れているのですよね。数を重んじるわけではないのですが、数もやはり大事だということからいくと、ざらっとさっき足してみたら、5438というような応募件数、これは47%ぐらいに当たるのですが、この方たちのものがすぼんとなくなって、19番目から名前が出てきている。そのことに対してやはり6つの後から出てきたチェックがかなり効いてしまっている。そのことに対してどう説明をしたらいいのだろうかというところは、これを見たときに一番最初に思ったことでした。

そういう意味からいくと、数ばかりではないですよというお話、それからさきの稲葉、太田両委員のおっしゃられることも分からないでもないのですが、ただ、どれを選択するのかというと、1件の応募案件でもこれ素敵ですよ、ということだったらそれは取ってもいいのではないかと、これもまた難しい。かなり客観的な部分をどうやって担保するかということになると、多分10個ぐらいの中からどれがいいですかと、そういう観点で皆さんにお選びいただいても、多分一致しないのですよね。

だから、上位100という乱暴さというのも、ある部分では僕は理解ができるのですが、ただ、先ほど申し上げたようなステップのところ、6つのチェック項目で18番目までの47%の応募数が切られてしまったということに対してはしっかりと説明を今後はしていただく必要があるのではないかと思います。特にA区のことについてですが、御意見があったらお聞かせください。

**○区再編推進事業本部副本部長** 今の御指摘・御意見に関しまして、今回この区名候補を募集するに

当たりまして特別委員会でもどういった条件にしたほうがいいのかということで、6月に御意見を頂きました。その中でいろいろな意見を頂きまして、例えば現行の区名、さらに加えると現行の地区名、町名も除くべきではないかといった意見もございましたし、一方で候補というのは数ではなくて、やはり幅広く多くの意見を頂くべきで、最初のハードルとなるような条件を設けるべきではないといった意見、いろいろな御意見があったかと記憶しております。

そういった中で当局としましては、今回候補の募集ですので、なるべく多く頂きたいという視点はございます。そういった観点から、なるべくそういった条件というのは限りなく少ないほうがより多くの意見を頂けるといふ考えの下から、特別委員会で頂いた様々な意見を考慮した上で条件としましては、現行区名は外す、そしてここに選定の考え方を示すといったところにたどり着いたというところで御報告させていただいたところでございます。

今回ステップ2のところ観点②で選定していく形になりましたけれども、このステップ2に関しましては選定の考え方としてお示した配慮すべきこと、御指摘を受けた点、未来の浜松市に向かって区再編後の一体感、新しい区として協調していくこと等に配慮することということは応募要項の中でもうたっていましたので、これをどうしても選定の段階に当たっては具体化する必要はありますので、今回ステップ2ということで、この選定の考え方の範囲の中での具体化ということで考えております。

**○関イチロー副委員長** 言葉としては分かります。ただ、やはり応募された方から言うと、特にこの妥当性・汎用性、かなりたくさん黒丸がついていますが、それは具体的にこういうことだったというところまでは思い至っていらっしゃらない可能性はありますよね、伝わっていない。それゆえに、先ほど申しました18番目までが引かかってしまったということだとすると、後から出てきた条件ではないかと思われないのかという懸念を僕は持っているのですけれども、その辺について今後もし今さらの話も含めて申し上げますので、市民の方にしっかりと丁寧に御説明をいただくという必要があるかと思っております。

**○高林修委員長** 説明の必要性ということを副委員長がおっしゃっているので、そのことに関してお答え願います。

**○区再編推進事業本部副本部長** 今回そういったこともございますので、特別委員会でもステップ1、2、3という過程を全て示しながら御案内、御報告しておりますので、こういったことも一つの市民への示し方かとは思っておりますが、何か工夫ができることがあれば検討していきたいと思っております。

**○関イチロー副委員長** もしできましたら、本部長か副市長の見解もお聞かせください。

**○区再編推進事業本部長** 今、副本部長からも話がありましたとおり、私ども今回選定をしていく過程、プロセスに関しましては包み隠さずオープンにしてやっていくべきだと考えております。ですので、本日の資料、こちらにつきましても頂いた全案をお示しする、そして絞り込みの過程、ステップ2、そしてステップ3というようなところ、どのような理由で絞り込みをしていったかということもしっかりとお示しをさせていただきましたので、こういった手順、作業についてしっかりお伝えできるというところを、先ほど副本部長からもありましたように工夫できることは工夫をして対応してまいりたいということでございます。

**○関イチロー副委員長** もしできましたら、この1番から18番までの応募理由の代表的なもの、ここに19番目以降のものが書いてあるものがありますが、意味合いだけでも結構ですので、その辺のところを取りまとめてお示しいただくというのは可能でしょうか。

**○山名副市長** お示しをさせていただくのはどういうタイミングでということを考えればよろしいの

でしょうか。

**○関イチロー副委員長** この委員会以降に。

**○山名副市長** そうしますと、我々としてはいろいろ御意見を頂く中で、今回こういうふうにお示しをさせていただいたのですが、これを今日の御意見を踏まえまして行政区画等審議会に提案させていただく予定ですので、その後でもよろしいですか。

**○関イチロー副委員長** できましたらその前に。また今後委員会があると思いますので、その前のときと思っています。と言いますのは、やはり47%の方の応募数、この思いというものも僕らはちゃんと受け取らなければいけないと思っはいるのですけれども、そういう意味からいくと妥当性・汎用性、ここに引っかかりましたというだけで、それを排除してしまっているのかという思いがあります。

**○山名副市長** 審議会の開催の予定もございますので、御意見として賜りたいと思います。申し訳ございません。

**○関イチロー副委員長** 分かりました。

**○高林修委員長** よろしいですか。ほかに御意見のある方。

**○酒井豊実委員** ここに区名募集の厚紙のチラシというか広報を持ってきましたが、先ほど何人かの委員の方からもありましたが、ここにはいろいろチェックされた黒印が入ったようなものを排除するようなことは一切書いてないわけなものですから、これに従ってはがき書き込んで応募するという形を取った方も多数あったわけです。そういう点では、市民に広く開かれた自由な募集、応募ということでもありますから、やはり上位のものはちゃんとすくい上げていくという段階を経る必要があると思いますし、今までの議論を聞いていますますますそういうふうに感じました。

A区については18番が家康区ということでもありますけども、ここまでの全てを住民の率直な考え方でありますから、それこそ小学生から高齢な方まで含めての様々な思いが入ったものでありますから、これも反映させた上で、審議会に諮っていくということが適正ではないかという意見を改めて持ちました。

また加えるに、特別委員会から5つ提案、まとめということも文言で提案されておりますけども、では1番から18番、A区についてはこの中から特別委員会から何がしかの合意を得て提案した場合には、当局としてはそれも切っていくのか、反映していくのか、そういうところはいかがでしょうか。

**○高林修委員長** 酒井委員、私のほうから申し上げるが、先ほどから何度も言っていますけれども、当委員会は5案を提案しないですから。加える判断も含め、それを当局がやっていただくということなので、よろしいですか。先ほどそういうふうに申し上げましたよね。

**○酒井豊実委員** すみません。

**○高林修委員長** 多くの委員の方からステップ1、2、3について様々な意見があるのですけれども、ほかにはございますか。

**○岩田邦泰委員** 審議会にかけるときに委員会での議論がありましたということの中で、この決め方でいいのかというそもそも論になってしまう危険性を僕は感じているのですけれども。そうなってしまったらどうするのですかという、リスク管理みたいなことはできているのですかという確認をさせてもらってもいいですか。

**○高林修委員長** 岩田委員、ちょっと言い方を変えると、審議会に対して最初にどんな問いかけをするかということでもよろしいですか。それを教えてくれということですね。

**○区再編推進事業本部副本部長** 審議会への提案の仕方といいますか、問いかけということですが、順番としては今日がまず先にありますので、特別委員会で頂いた御意見というのを伝えなければ

いけないと思いますし、必要に応じてそれを反映した今回の資料の修正というのも、必要な部分はあらかじめ修正したもので提案していくと。本日の特別委員会を踏まえて、当局としては行政区画等審議会の時点ではこのように考えていますということで提案したいと思っております。

あくまで実施するのは当局となりますので、審議会でいろいろな議論、御意見を伺うと思いますけれども、それをまた受け止めた上で市として実施していくということで考えております。

**○岩田邦泰委員** 要は審議会が結局決めるのではなくてということですよ。審議会もまたそこで意見が述べられて、提案したものがみんなそれでいいよ、ということになればそれで決定なのかもしれないですけれども、異論があった場合には持ち帰った上で当局が責任持って決断しますという判断をされるということによろしいわけですよ。

**○区再編推進事業本部副本部長** 審議会への諮問事項というのは、区域の答申は既にありましたけれども、審議会としてはもうひとつ区名の答申を頂くという形になると思います。

その過程を承知しない上での答申というのもできないということで、今回、途中の過程についても審議会の御意見を伺うという形にしております。ですので、審議会の意見に反してやっていくというのは現実的に難しいとは思いますが、答申そのものではないのですけれども、そこに至るまでの途中経過という形になると思いますので、それは当局として十分重く受け止めて、これまでの募集要項の中でも審議会のほうで選定していくというような文言で書いておりますので、そこを受け止めて、審議会が区名アンケートを取るわけではなくて、当局が区名アンケートを取りますので、当局の責任で最後はやっていくと考えております。

**○岩田邦泰委員** 確認しました。オーケーです。

**○太田康隆委員** 具体的な名前でちょっと言ってもいいですか。

**○高林修委員長** どうぞ。

**○太田康隆委員** このままスルーしていってしまうとちょっとどうかと思うので言っておきますと、1つは、曳馬野というのは名前が出ているのですよね。しかし、曳馬は消えてしまっているのですよ。市民の方たちが応募してくれた曳馬というものを見ていくと、9番に143、曳馬区、それから21番に引くという字で72、それから41番に平仮名でひくま区、42番に引っ張るほうの間で34とか、結構市民の方も迷いながらどの字を当てようかというようなことで「ひくま」というものにこだわっている方たちが結構いるのだけれども、先ほどの当局がステップ2で黒丸印をつけて「ひくま」という響きものは全部外しているのですね。曳馬野だけが残っている。

そこらもぜひ私は市民の方たちが区名の候補として出してきたものについて、これで行くとそれはステップ2で外したから復活の余地はないですよということではなくて、音としてでもいいし、どの字を当ててもいいのだけれども、議論できるようなところを残してあげる必要があるのではないかと素朴に思います。

難しい話だけれども、曳馬野が残ったからいいということではなくて、そんなことも含めてもう一回当局でも見直しをかけてというか、候補としては曳馬野と曳馬が両方あっていいわけです。市民の皆さんの応募の中の数字を見たり、候補を見たりして感じましたので、それは指摘しておきます。

〔「曳馬と曳馬野は違うの」と呼ぶ者あり〕

**○太田康隆委員** 類似の名前があるから駄目になっている。曳馬協働センターがあるから。

〔「違う、そういう意味ではなく」と呼ぶ者あり〕

**○区再編推進事業本部副本部長** これは繰り返しの話になってしまうのですが、例えば一体感・融和

といったときに、響きも含めて現行の地区名であったり、町名で使うということをどのように考えるかということだと思いますので、その1点かなと考えております。

**○松下正行委員** 今様々な委員からの意見があったと思いますが、集約すると数の選出の問題と、もう一つは、ステップ2の6つの項目のいわゆる消去法みたいなことが妥当かどうかという意見かと私は感じたのですが、いずれにしても数は最終的には1つに絞らなくてはいけないわけで、最初からたくさん数を出すと絞っていくときに難儀するわけですね。ですから、最初の100という数字だけ言うと私的には妥当かと思えます。

それと、ステップ2の消去法の6つの項目ですが、これは逆に言うと特別委員会で出た一体感とかそういうものを条件としてかぶせて、それに引っかかるものを排除していくということですので、特別委員会で皆さんの意見を反映して当局が消去法で考えてくれたということなので、私は筋が通っていると思えます。

ただ、本当に市民の皆さんがいろいろな区名の意見を出してくれたということは間違いないので、そこがステップ3で5つに絞り込まれているということですが、ここのところもう少し配慮できないかというのは感じますので、何かここところを再考するということがないかどうか、確認をしたいと思えます。

**○区再編推進事業本部長** 上位5案について再考するというのではなくて、先ほど委員長からも確認があったかと思えます。最大で5つまで追加をするということ。私どもの受け止めとしては、入替えやゼロ案ということも選択肢にある中での話ということで受け止めておりますので、そういったところで行政区画等審議会へ向けての我々の検討材料とさせていただくという認識でございます。

**○松下正行委員** 分かりました。

そういうことであれば、例えばステップ3で出た5つに裁量としてゼロから5で足すかどうかということだと思うのですが、そうすると例えば最大5を足したとすると、入替えも含めてですけれども、10案にということになるので、そうするとまた数的に少し多いかという感覚があるので、そこは含みを入れているので、基本的にはそれでいいという理解に至りました。

**○高林修委員長** ほかに御意見のある方。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** 今日はマスメディアの方もたくさん来ていらしゃって、いろいろなところから出るのでしょうけれども、確かに上位の区名案を書いた方は、何だという気持ちになるかもしれませんが、先ほど副委員長がおっしゃったように、ここは説明をきちっとすることは必要だというふうには思っています。

それが理解されるかどうかは分かりませんが、当局としては極力客観的に見てステップ3、資料3にたどり着いたと理解いたします。もう一度お聞きしますが、最大5案ということでもよろしいですね。どうも皆さんのお話を聞いていると、最大5案ぐらいになってしまうような気がします。

[「追加が最大5案」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** 追加がね。最大で10案になるということで、当委員会としてはそこまでかとは思いますがよろしいですか、言い足りないことはないですか。

[「もうない、言った」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** 特に当局のほうはよろしいですか。

**○山名副市長** 今、特別委員会として最大で10案という一つの答えを頂きました。

議論の中で、私ども一番本当に難しいのがステップ2で選定したA区の34案、B区の26案からのプラス5案とするのか、それとも今皆さんから御意見を頂いたそれにかかわらず、その枠を外してやるのか、そこが市民へのしっかりした説明とともに考えていかなければいけないところなのかと思います。そのように私は受け止めておりますけども、そういうことでよろしいでしょうか。

**○高林修委員長** 確かにステップ3は、おっしゃるとおりA区34案、B区26案となっておりますが、最初の100ということに対する意見もありますので、そこらも踏まえて御判断いただければと思います。

特に当委員会では100位を超えるものについてとか、そういう判断は今のところしませんので、あくまでいろいろな意見が出ましたので、そこで御判断いただければと思います。よろしいですか。

**○山名副市長** 承知しました。

**○高林修委員長** それでは、本件につきましては、当委員会としてはいろいろな意見を出した上で聞きおくことといたします。

なお、本日出されました様々な御意見については参考としていただいて、行政区画等審議会での説明に必ず役立てていただくよう私から要望いたします。

また、その後の進捗につきましては随時御報告をしていただきますようお願いいたします。

本日の協議事項は一通り終了いたしました。

次回の委員会につきましては、9月22日木曜日、午後1時30分からの開催となります。協議内容でございますが、協議会のあり方について引き続き御協議いただく予定です。最初の協議で申し上げたように、会派に持ち帰っていただきますので、十分、御協議の上、22日の委員会に臨んでいただきたいと思っております。日程上のこともありますが、できれば条例の規定事項についてはなるべく固めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

11:50